## 千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会会議傍聴要領

## 1 傍聴手続

- (1)会議の傍聴を希望する方は、会議開催時刻20分前までに、会場受付で氏名等を 記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴を希望する方が定員を超える場合、その他事務局が必要と認める場合は、くじにより決定します。

## 2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1)会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事務局の許可を 得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

## 3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、 なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。